

鈴鹿市告示第27号

鈴鹿市ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月6日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業実施要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業実施要綱（平成27年鈴鹿市告示第214号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 事業の対象となる者は、<u>ひとり親家庭</u>の小学校4年生から中学校3年生までの児童（以下「児童」という。）及び保護者（当該児童の父、母又は父若しくは母に代わる養育者をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(学習支援登録書の提出)</p> <p>第7条 この事業に参加しようとする児童及び保護者は、あらかじめひとり親家庭等学習支援登録書（第2号様式）<u>を受託者</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 事業の対象となる者は、<u>児童扶養手当法</u>（昭和36年法律第238号）による<u>児童扶養手当</u>（第7条において「児童扶養手当」という。）の支給要件に該当する家庭の小学校4年生から中学校3年生までの児童（以下「児童」という。）及び保護者（当該児童の父、母又は父若しくは母に代わる養育者をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(学習支援登録書の提出)</p> <p>第7条 この事業に参加しようとする児童及び保護者は、あらかじめひとり親家庭等学習支援登録書（第2号様式）<u>に児童扶養手当の証書の写しを添えて受託者</u>に提出しなければならない。</p>

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。